

# 障害者活躍推進計画

令和2年3月

伊根町議会事務局

# 伊根町議会事務局障害者活躍推進計画

## I 総論

### 1 目的

この計画は、障害者である職員がその能力を有効に発揮して職業生活における活躍の推進に関する取り組みを総合的かつ効果的に実施することを目的に改正された障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、障害者一人ひとりがその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる環境の整備を図るために、本行動計画を策定し公表することとする。

### 2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間

### 3 課題

伊根町議会事務局において、職員総数が2名の小規模な機関であり、これまでに職員の募集・採用は行っておらず、また障害者の職員が在籍していない。また、今後も職員の募集・採用の予定はないことから、組織的な体制整備を特段行ってこなかった。

### 4 目標

各年度における当該年6月1日時点の法定雇用率について、伊根町、伊根町教育委員会、伊根町議会事務局で合算して達成する。

## II 取組内容

### 1 障害者の活躍を推進する体制整備に関すること

- (1) 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。
- (2) 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

### 2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- (1) 新規採用又は部署異動その他定期的に障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
- (2) 身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

### 3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- (1) 相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- (2) 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

### 4 その他

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する

法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

伊根町告示 第 号

次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に基づく伊根町特定事業主行動計画を策定したので、ここに告示する。

令和 2 年 3 月 日

伊根町長 吉本 秀樹